



2) 自転車小売業者からの情報提供

自転車保険への加入のきっかけとなる機会が多い自転車購入時において、自転車小売業者から自転車購入者に対してチラシを配布し、自転車保険の加入を薦めます。

(3) 自転車の点検・整備の促進

自転車利用者が自転車の日々の点検・整備ができるように、チラシなどで点検・整備のポイントを示すとともに、自転車組合などの協力を得て、自転車の点検や整備方法を伝えます。

(4) ヘルメットの着用の促進

ヘルメットの着用については、13歳未満の子どもを保護する責任のある人は、子どもにヘルメットを被らせることが道路交通法において努力義務として定められていることから、自転車安全安心利用教室や自転車安全安心利用教育マニュアルなどの中で、幼児・児童はもとより、生徒や大人に対してもヘルメットの着用の重要性について周知・啓発を行い、市民の意識醸成を図ります。



(5) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発

市政情報を市民へお知らせする主要な媒体である「広報くさつ」をはじめ、市ホームページやFacebook、動画共有サービスYouTubeの「くさつチャンネル」など、市の広報媒体の利用や、公共施設等でのチラシの設置などにより、自転車の盗難防止や自転車の保険加入、ヘルメット着用の重要性などを周知・啓発します。



(6) “「安心」を感じる” 施策の計画

“「安心」を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“「安心」を感じる” 施策の計画

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期	後期
		H28 ～ H32	H33 ～ H37
自転車の盗難防止の啓発	自転車の防犯診断の実施	実施	
	自転車の防犯啓発、二重施錠（ツーロック）の徹底	実施	
自転車の保険加入の促進	自転車利用者への保険加入の啓発	準備	実施
	自転車小売業者からの情報提供	準備	実施
自転車の点検・整備の促進	自転車利用者への点検・整備の啓発	実施	
ヘルメットの着用の促進	各種交通安全に関する教室や交通安全教育での周知・啓発	実施	
(各施策共通)	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	



4.3 基本方針③：「快適」を感じる

(1) 自転車の走行空間の整備

1) 自転車ネットワーク計画の推進

自転車ネットワーク計画

これまで歩行者と一体的に捉われがちであった自転車を独立した交通手段として捉え、安全で安心して通行できる走行空間が整った自転車道または車道を、効率的かつ戦略的にネットワーク化する計画です。イメージとしては、自転車の主な経路上にある道路が、歩行者とは原則分離された走行空間として、かつそれが面的に広がっているものを想定しています。

①アンケート調査結果による自転車ネットワーク路線

平成 26 年度に実施した自転車利用者アンケート調査の結果から、下記の選定手順に基づいて、自転車ネットワーク路線を選定しました。

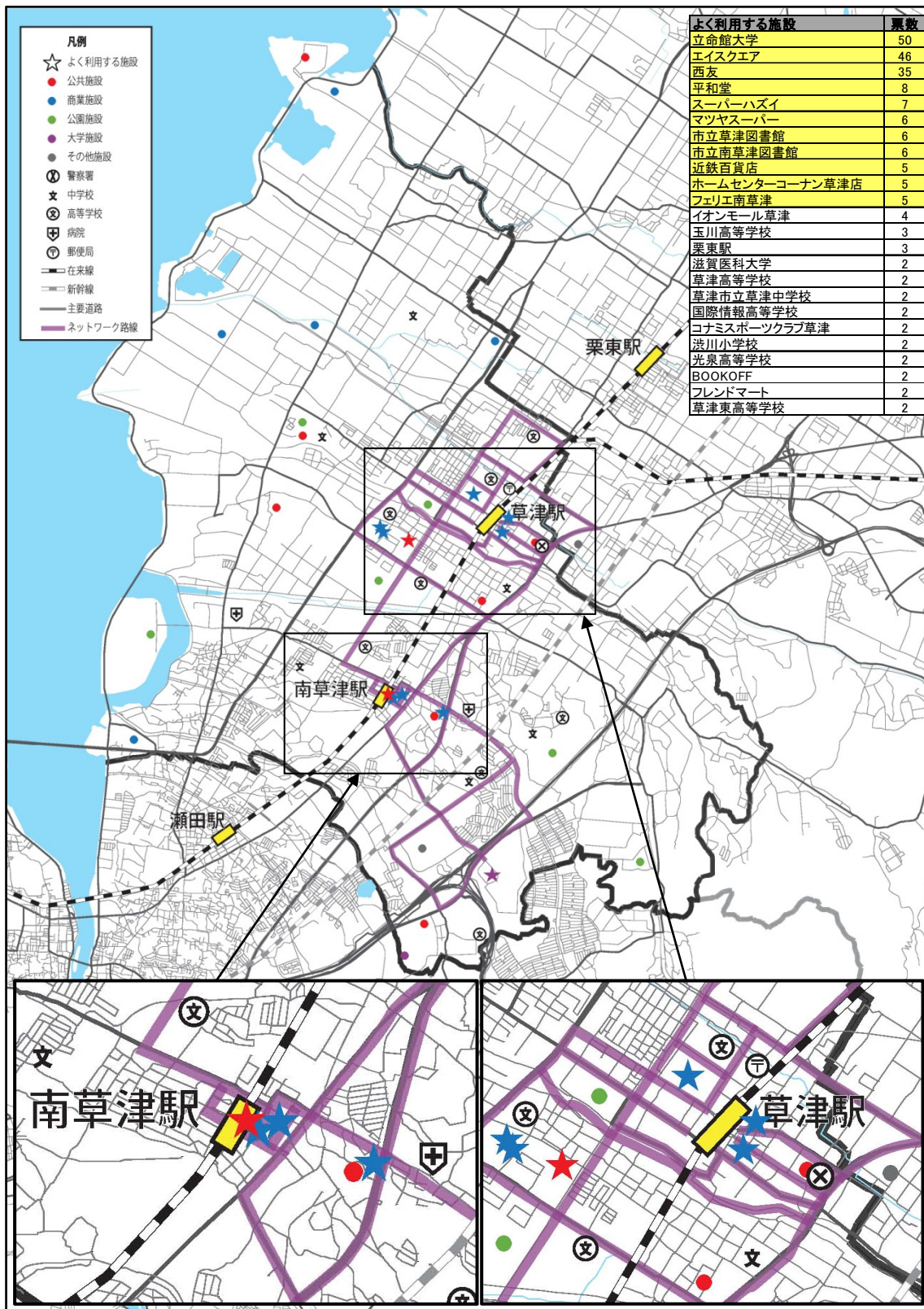
<自転車ネットワーク路線選定手順>

ステップ①： よく利用する路線の中で、意見の多かった路線を抽出

ステップ②： 接触の危険のある路線の中で、意見の多かった路線を抽出

ステップ③： 上記路線抽出結果を踏まえ、不連続箇所を繋ぐ路線を抽出

ステップ④： よく利用する施設の中で、意見の多かった施設を抽出



アンケート調査結果による自転車ネットワーク路線

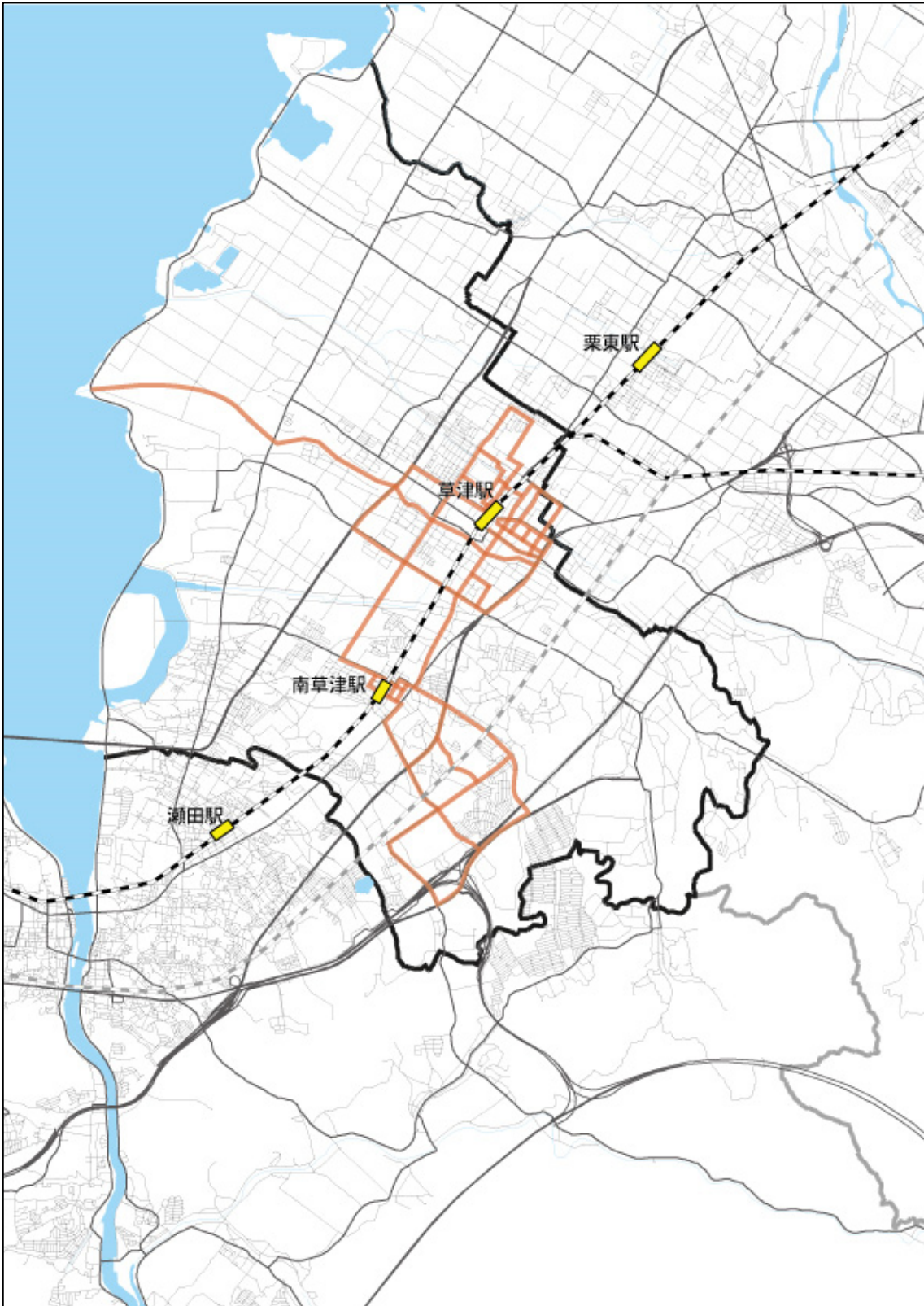


②自転車ネットワーク路線の選定

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 24 年 11 月)国土交通省 道路局 警察庁 交通局」を参考に、前記のアンケート調査結果による自転車ネットワーク路線の他、自転車・歩行者の交通状況(道路交通センサス)、自転車の交通事故発生箇所(草津警察署データ)、自転車通行環境整備モデル地区(滋賀国道事務所)、草津市バリアフリー基本構想、および現場状況等を選定要素として、自転車ネットワーク路線を選定しています。

対象範囲については、自転車をよく利用する路線が多い JR 草津駅と JR 南草津駅を中心とした面的な自転車ネットワークとしています。

また、広大な琵琶湖を有する滋賀県全体の広域的な展開を視野に入れながら、自転車の活用を進めていくため、草津川跡地に設置予定の自転車歩行者道などを自転車ネットワーク路線として選定いたします。



自転車ネットワーク路線の選定

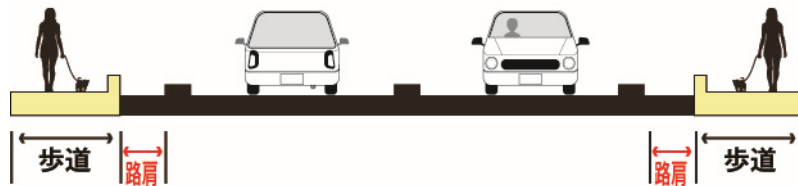


③整備形態の分類

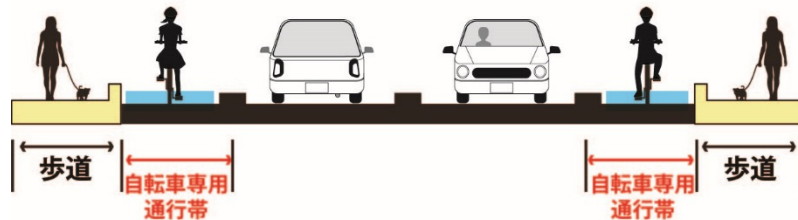
ア) 整備形態の考え方

- 基本的な考え方は、自転車利用の多い道路において、既存の道路幅員を基本として道路空間の再配分により自転車の通行空間を確保します。
- 整備形態別の設計については、現状の道路幅員や構造等に応じて、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準じながら検討します。
- 安全性や視認性を確保するため、路面標示や看板を設置し、ピクトグラムなどのデザイン等についても、明確で分かりやすいものを使用します。
- 道路植栽については、都市緑化等の意義と、自転車交通量、歩行者と自転車の輻輳、有効幅員、地元からの要望等を総合的に判断しながら整備します。また、歩道、車道に関係なく、自転車の通行の妨げにならないように、植栽帯の定期的な点検管理を行うものとします。

現況



車道の再配分



既存道路空間の再配分のイメージ



イ) 整備形態の選定

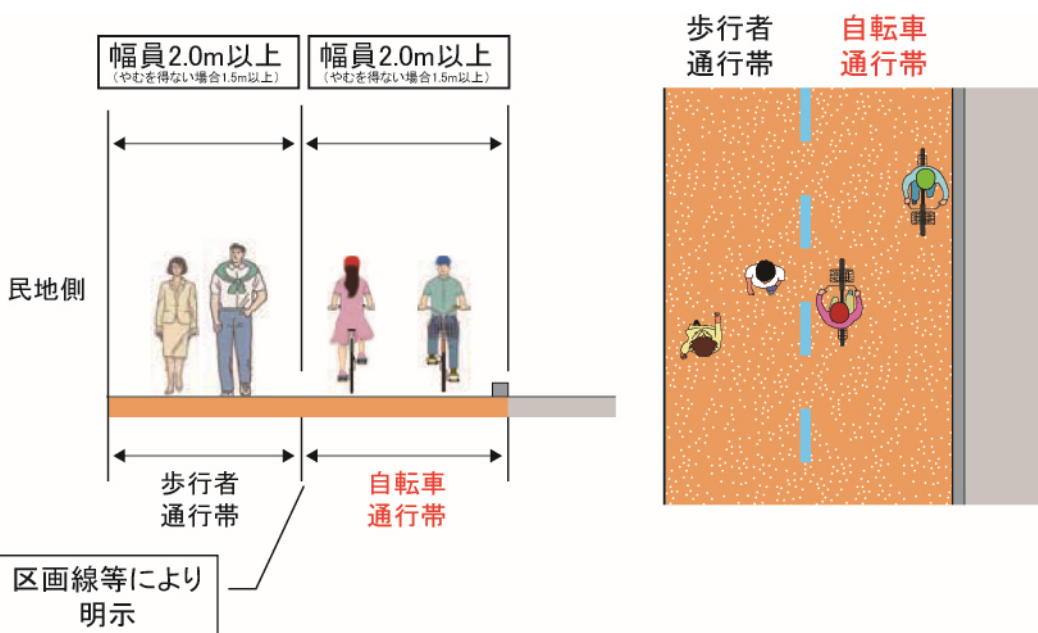
整備形態の考え方をもとに、車道や歩道の幅員、車線数、歩道設置の有無により、路線毎に自転車誘導帯・自転車専用通行帯・車道混在に分類します。ただし、路線によっては、部分的に道路構造が違う場合や交通量などの道路状況に応じて、適宜、整備形態を変えるものとします。

■整備形態の選定基準

- ◎歩道幅員が 3.0m 以上の場合 → 自転車誘導帯
- ◎歩道幅員が 3.0m 未満であり、車道上に幅員 1.0m 以上の「専用通行帯」の設置ができる場合 → 自転車専用通行帯
- ◎歩道幅員が 3.0m 未満もしくは歩道が無く、車道上に幅員 1.0m 以上の「専用通行帯」の設置ができない場合 → 車道混在

自転車誘導帯

自転車誘導帯とは、歩道部において、歩行者通行帯と自転車通行帯が区画線等において明示できる部分をいう。自転車の通行方法は、自転車誘導帯内を双方向に走行できる。なお、歩道であることから、歩行者優先を原則とする。



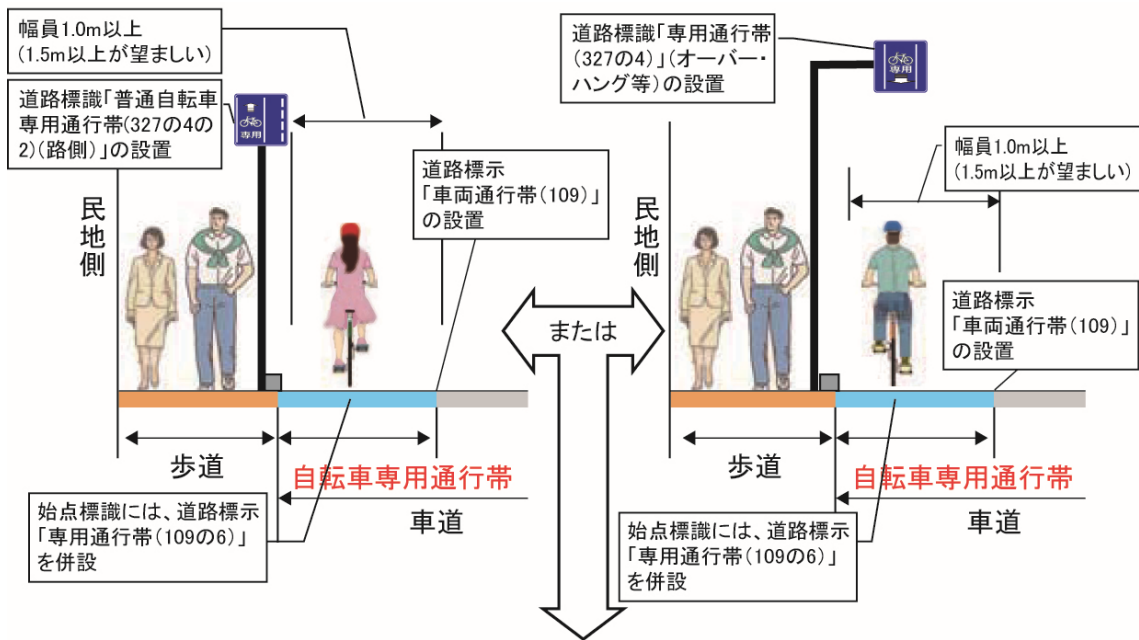


自転車専用通行帯

自転車専用通行帯とは、車道部において、自転車専用通行帯として、道路交通法第20条第2項の道路標識等の設置ができる部分をいう。自転車の通行方法は、進行方向に向かって車道の左側を、一方向（自動車と同一方向）のみ走行できる。

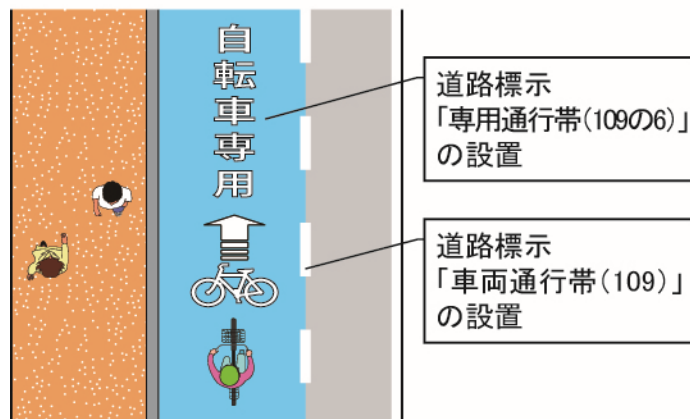
○路側標識を設置する場合

○架空標識を設置する場合



○路面標示を設置する場合

歩道 自転車専用通行帯



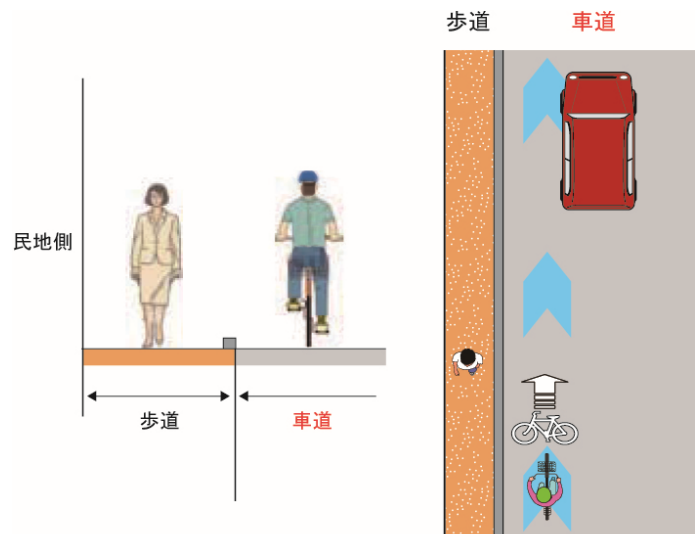
(明示の一例)



車道混在

車道混在とは、車道部において、自転車専用通行帯の整備が困難な場合に、車道内に青色ライン等のピクトグラムなどで自転車通行位置を明示できる部分をいう。自転車の通行方法は、進行方向に向かって車道の左側を、一方（自動車と同一方向）のみ走行できる。

【歩道のある道路】



(明示の一例)

【歩道のない道路】（路側帯のある道路）



(明示の一例)



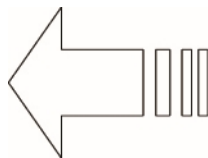
ウ) 法定外の路面表示や案内看板の設置

自転車走行空間の整備にあたり、自転車利用者が交通ルールを自然に守ることができ、その他の道路利用者（歩行者や自動車）に対しても自転車の通行位置や通行方法を認識してもらうため、明確で分かりやすい法定外表示や案内看板を設置します。

○自転車マーク



○矢印



○左側通行



○青色ライン

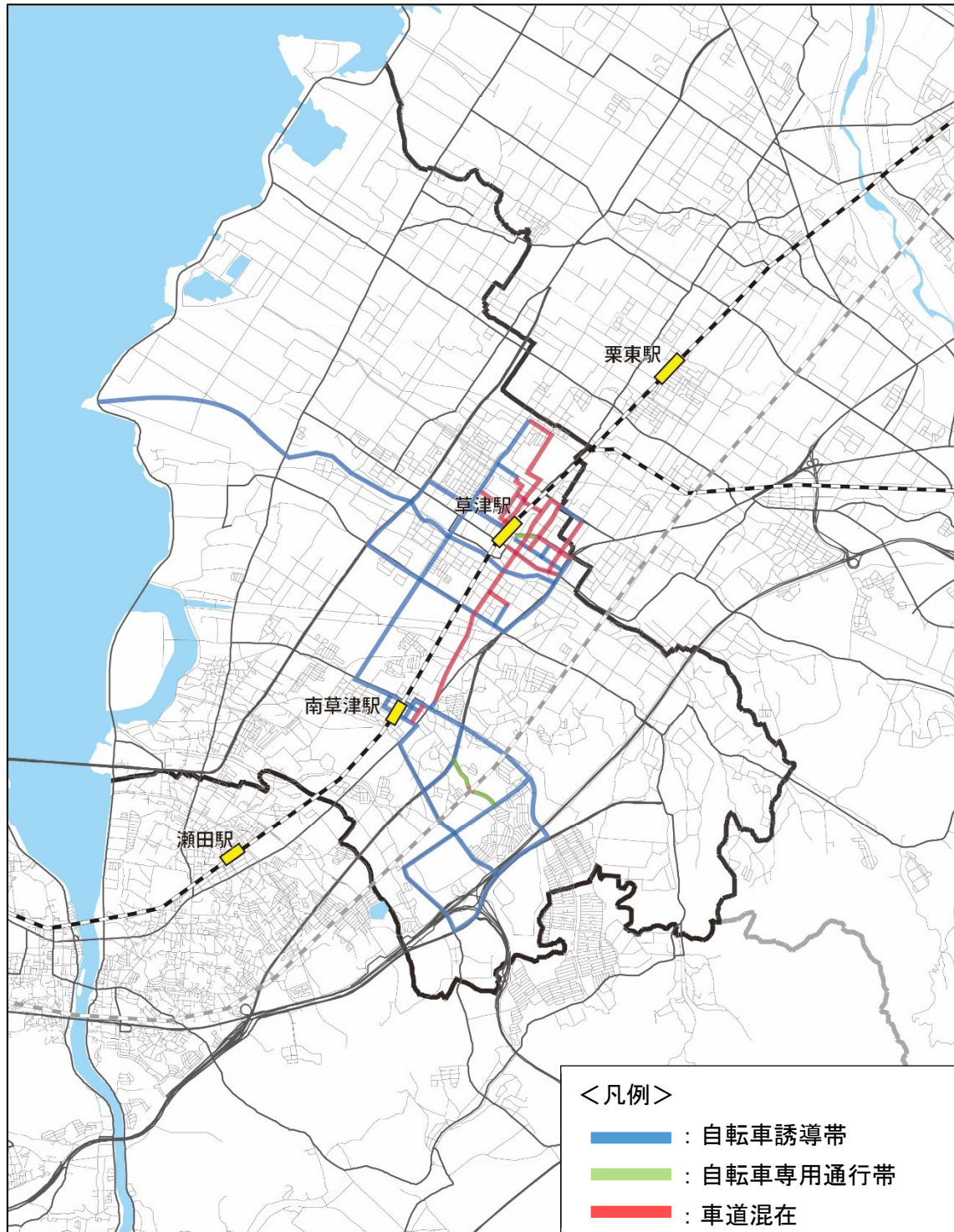


法定外表示のイメージ

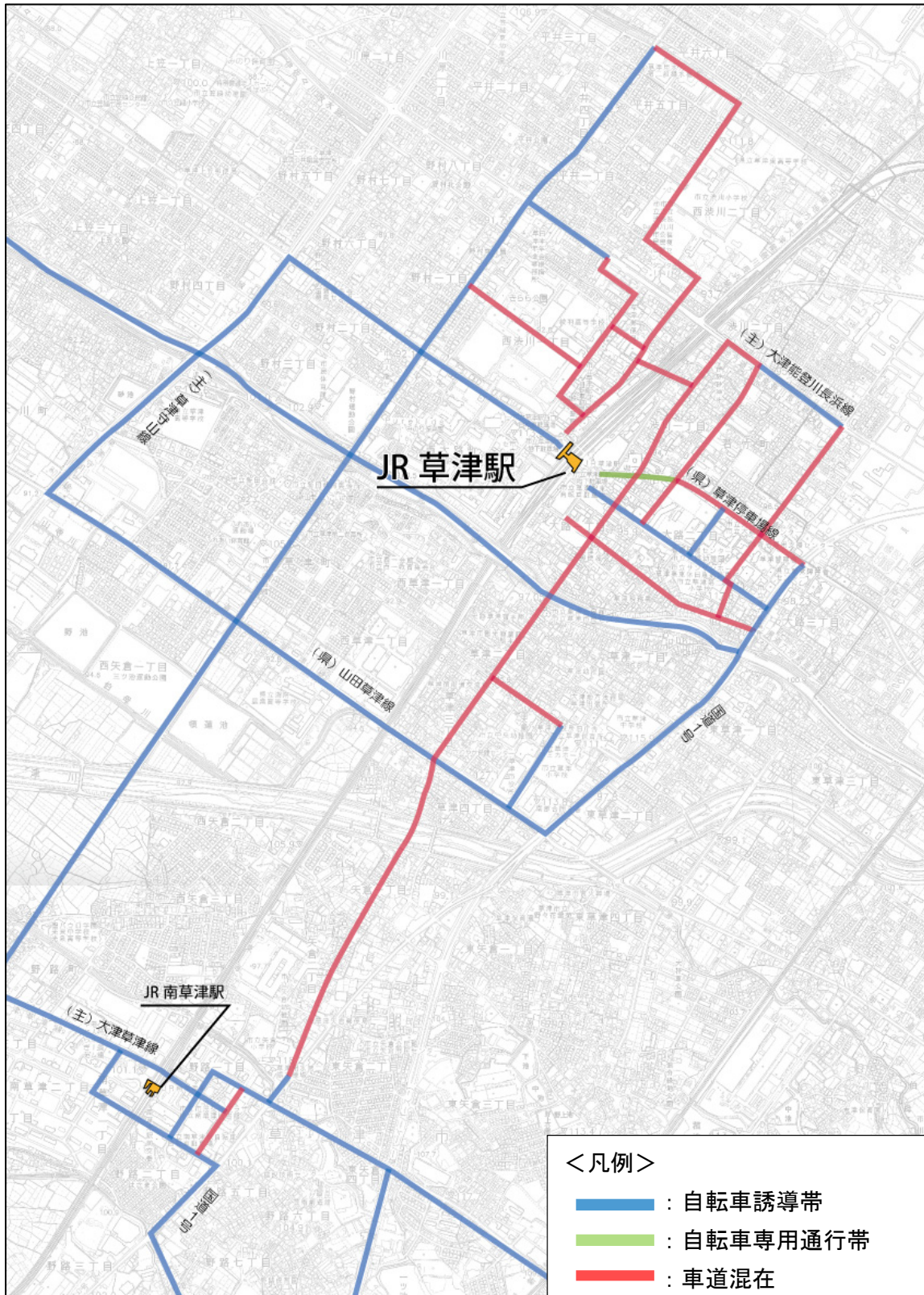


エ) 自転車ネットワーク計画の策定

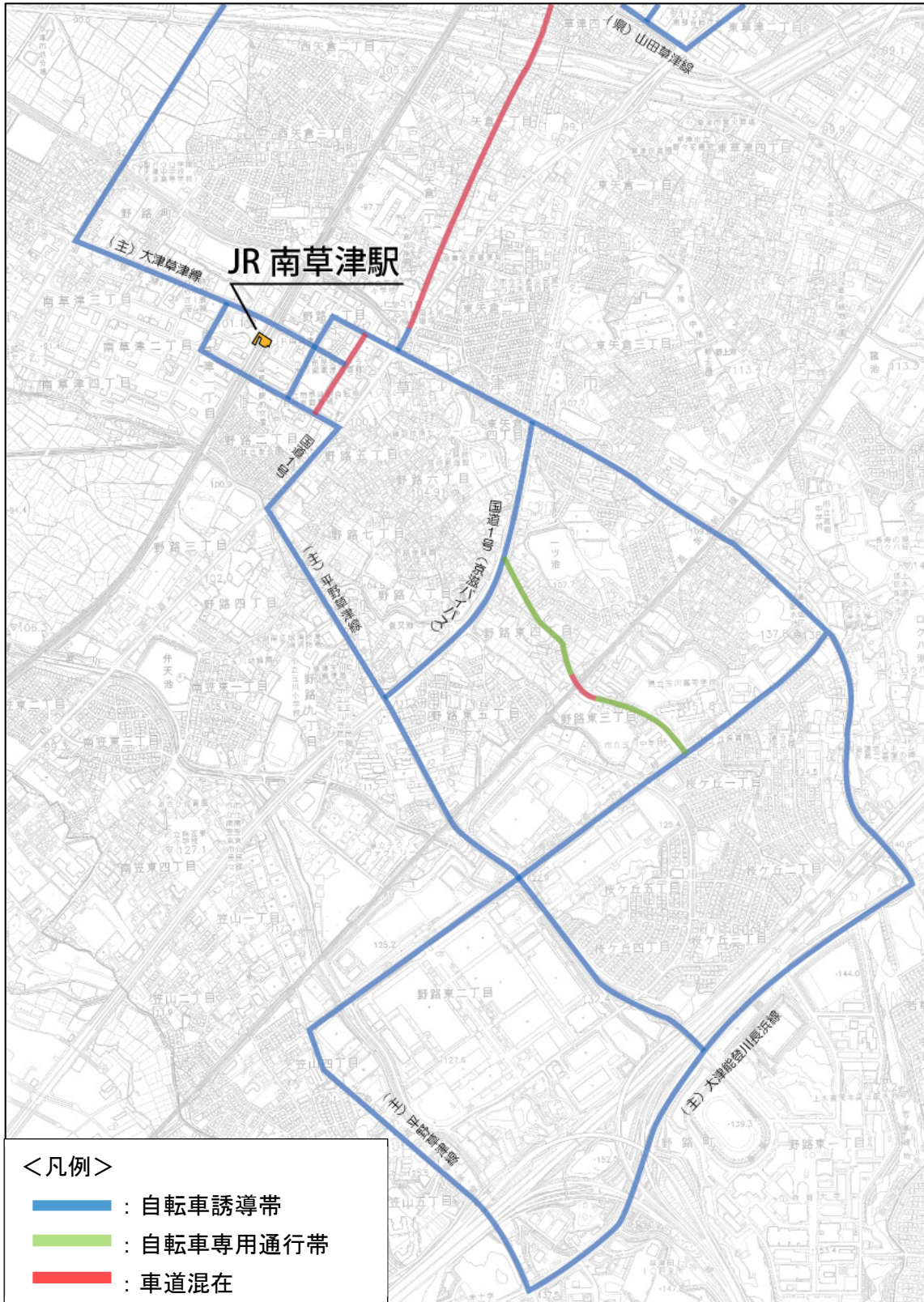
以上のことを踏まえ、自転車ネットワーク計画を策定します。なお、住民からの申し出や要望、警察署からの指導等により、本計画に記載の内容を見直す場合があります。



自転車ネットワーク計画（草津市全体）



自転車ネットワーク計画（JR草津駅周辺）



自転車ネットワーク計画（JR南草津駅周辺）



オ) 自転車ネットワークの整備目標年次および進捗確認

自転車ネットワークの整備目標年次を、本計画と同様に平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、各道路管理者において基本設計や実施設計などで優先順位を設定しながら整備を進めていきます。

また、進捗確認についても本計画と同様に、自転車安全安心利用促進委員会において、毎年度確認します。

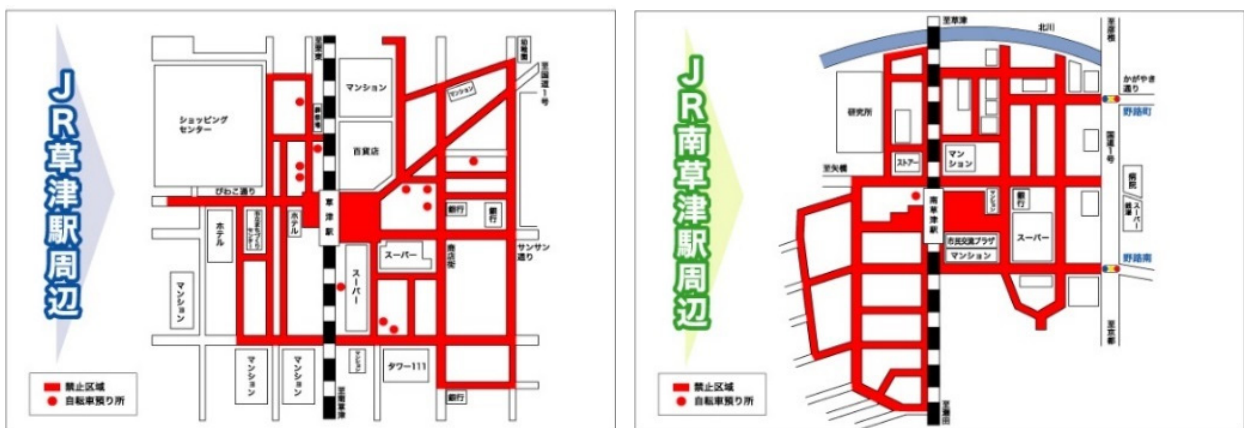
2) 住民参加による自転車・歩行者安全マップの作製

自転車の利用台数が特に多い地域において、地域住民、学校、行政等が協働して現地調査を行い、各地域の自転車・歩行者安全マップを作製します。マップ作製を通じて、地域の道路環境や交通安全対策への関心を醸成するとともに、草津駅・南草津駅周辺以外の地域では、必要に応じて通学路等の地域版自転車ネットワーク計画の作成を検討します。

(2) 放置自転車の削減

1) 放置自転車の撤去

草津市駐車秩序条例で指定している、J R 草津駅周辺および J R 南草津駅周辺の自転車等放置禁止区域において、引き続き放置自転車の撤去を行い、違法駐車や放置自転車の削減に努めます。



資料：草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例

草津市の自転車等放置禁止区域